特定保健指導の実施率

1 特定保健指導の実施

生活習慣病の早期発見を行うための健康診査等の重要性は言うまでもありませんが、県民の健康の保持の一層の推進を図るためには、健康診査等の結果を受けて、各人の健康状況、生活習慣に応じた健康教育や生活習慣の改善を促すアドバイスなど(=保健指導)を併せて強化していくことが必要です。

平成20年度から特定健康診査受診者に対して、必要に応じた特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられました。

2 数値目標

特定保健指導の実施率

平成24年度において、特定保健指導が必要と判定された対象者の 4 5 %以上 が特定保健指導を受けることを目標とします。

3 目標値の設定の考え方

医療費適正化基本方針(案)に示された「参酌標準」に即して設定します。

【参酌標準】

平成24年度において、当該年度における特定保健指導が必要と判定された対象者の<u>45%以上</u>が特定保健指導を受けることとする。

参考

健康増進計画における現状と目標

現状(H17) 28.5% 目標(H24) 45%以上

事業所等における保健指導実施状況に関するデータが現時点では未整備のため、市町村が基本健康診査の結果を受け、実施している健康教育・健康相談等の実施状況のデータを指標とすると、平成17年度で28.5%。 (ただし、40 ~ 74歳のデータを把握することができないため、75歳以上を含む。)